令和2年度 第3回大島町農業委員会総会議事録

令和2年度定例大島町農業委員会が、令和2年6月24日(水)午前10時より大島町役場3階 第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

1、土屋茂 2、春木望 3、五十嵐初代 4、小坂一雄 5、山本政一

6、向山吉昭 8、笠間隆夫

9、新保鐵雄

10、中拂晶 11、中村富長

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

1、吉田義孝 2、澤田波夫 3、橋爪重徳

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 欠席無し 農地利用最適化推進委員 欠席無し

4、出席職員は次の通り

中田太 産業課長

山田貴訓 農業係長

5、付議された案件

日程第1: 会長報告

日程第2: 農地の権利移動の許可について 日程第3: 農地の権利設定の許可について

日程第4: その他

6、本日の書記は次の通り

副参事 山田貴訓

土屋議長

それでは、令和2年度第3回大島町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員 は10名中10名、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進 委員の方は3名中3名参加して頂いています。それでは、本日の日程につきましてお諮 りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませ んか。

(〜異議なしの声 多数〜)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は4番 委員と5番委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の山田係長を指 名いたします。それでは、日程第1「会長報告」です。事務局より説明をお願いします。

事務局(係長) それでは説明いたします。東京法務局からの「農地の転用事実に関する照会書について」 です。申請者は○○、申請地は□▲番▲、面積は▲㎡でございます。照会事由ですが、 畑を雑種地に地目変更するためというものです。6月2日の現況調査には農業委員3名 (新保、山本、中払)と事務局1名で行いました。現地は、写真のとおり雑種地なので 地目の変更は雑種地と判断いたしました。東京法務局には、別紙回答書のとおり回答し ております。以上です。

土屋議長 ありがとうございました。続きまして日程第2、「農地の権利移動の許可について」議 案第8号を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局(係長) 農地の権利移動の許可について、議案第8号をご説明いたします。申請人及び譲受人は □、○○、▲歳。譲渡人は□、○○、▲歳。申請地は、□▲番▲と▲番▲、面積は▲㎡ と▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○より申 請地を無償にて取得し、野菜を栽培する農地として利用したいというものです。営農状 況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働力女1名。既 存の農業機械等は耕運機1台です。次のページをご覧頂きますと、申請地への案内図と なっております。申請地は、□より□方面へ▲m程進み左折し、道なりに▲m程進み左 折し、▲m程進んだところを右折し、さらに▲m程進んだ進行方向左手側に位置します。 次のページをご覧頂きますと申請地の公図となります。説明は以上です。

土屋議長 ありがとうございました。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地 調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、6番。

議案8号農地法第3条、農地の権利移動についての補足説明をいたします。令和2年6 月21日、日曜日、地元委員小坂さん、中村さん、私、申請者の○○さん、4名にて申 請地の現地確認調査見回りをいたしました。その結果、3委員とも申請通り異議なしと 認めましたので、各委員の方々もよろしくお願いいたします。申請地▲番▲、▲番▲、 農振畑です。北側は山林、東と西は農振畑、下は山林、普通畑、宅地となっております。 申請地内の▲番▲は、平らで更地というか草1本なく手入れが行き届いております。▲ 番▲は傾斜地で、作付けは申請どおり主に野菜です。現在はもう野菜苗が植わっており ます。夏ものです。里芋、トマト、キュウリ、ナス、生姜、ミョウガ、サニーレタス、 とうもろこし、その他色々と生っております。譲受人と譲渡人は夫婦です。場所は先ほ ど事務局の説明いたしましたとおりです。平ら地は日照時間も長く、海岸からかなり離 れているので、塩害の被害もないと思います。農業用水は入っていませんけど、家庭用 水道は直ぐ側にあります。以上、補足説明を終わります。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当 委員からの説明について発言のある方は挙手願います。ご意見はございますか。よろし いですか。それでは採決いたします。日程第2、議案第8号「農地の権利移動の許可に ついて」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(~全員 挙手~)

全員賛成ですので、議案第8号については、原案のとおり承認いたします。続きまして 日程第2、「農地の権利移動の許可について」議案第9号上程いたします。事務局より 説明をお願いいたします。

向山委員

土屋議長

事務局(係長) 農地の権利移動の許可について、議案第9号をご説明いたします。申請人及び譲受人は □▲番▲、○○、▲歳。譲渡人は□▲番地、○○、▲歳。申請地は、□▲番▲と▲番▲、 面積は▲㎡と▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である ○○より申請地を有償にて取得し、明日葉を栽培する農地として利用したいというもの です。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働 力男1名。既存の農業機械等はなしです。次のページをご覧頂きますと、申請地への案 内図となっております。申請地は、□より□方面へ▲m程進み右折し、▲m程進んだ進 行方向左手側に位置します。次のページをご覧頂きますと申請地の公図となります。説 明は以上です。

土屋議長 ありがとうございました。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地 調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、9番。

新保委員 15日に現地調査を私と中拂さん、山本さんの3名と事務局で行って参りました。東側 は自宅の住宅が建っています。北側は□の関係の□になっています。西側は道路に面し ております。土地としましては平坦な土地なのですが、雑木が何本かと全体が竹林にな っています。竹に関しては、そんな太いものではなくて細い竹なので、明日葉を植える には2週間程度あれば刈り取ってしまえるような竹だと思います。以上です。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当 委員からの説明について発言のある方は挙手願います。ご意見はございますか。よろし いですか。それでは採決いたします。日程第2、議案第9号「農地の権利移動の許可に ついて」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(~全員 挙手~)

全員賛成ですので、議案第9号については、原案のとおり承認いたします。続きまして 日程第3、「農地の権利設定の許可について」議案第10号を上程いたします。事務局 より説明をお願いいたします。

農地の権利設定の許可について、議案第10号をご説明いたします。申請人及び借受人 事務局(係長) は□▲番地、○○、▲歳。貸渡人は□▲、○○、▲歳。申請地は、□▲番▲と▲番▲、 面積は▲㎡と▲㎡でございます。申請事由ですが、借受人である○○は、貸渡人である ○○より申請地を有償にて借り受け、明日葉を栽培する農地として利用したいというも のです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労 働力男1名。既存の農業機械等はなしです。次のページをご覧頂きますと、申請地への 案内図となっております。申請地は、□から□方面に▲m程進み左折し、道なりに▲k m程進んだ進行方向左手に位置します。次のページをご覧頂きますと申請地の公図とな ります。説明は以上です。

ありがとうございました。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地 土屋議長 調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、6番。

向山委員 議案10号農地法第3条、農地の権利移動(権利設定)についての補足説明をいたします。 令和2年、沖山さんと同じく6月21日、地元委員小坂さん、中村さん、私、3名にて 申請地の現地確認調査見回りをいたしました。その結果、3委員とも申請通り異議なし と認めましたので、各委員の方々もよろしくお願いいたします。申請地は2筆とも農振

土屋議長

畑です。北と西は山林、南は農振畑と宅地、東は農振畑と普通畑、電波塔が1個東側に建っています。申請地の周りは、椿の木、桜の木、雑木の大木に覆われる防風林となっており、地内▲番▲は平らで日照時間も長く海岸から離れており、塩害を受けることも少ないと思います。平らな畑は2枚で全体の約1/8位で、残りは傾斜地内、山林となっております。周辺住宅や道路の土砂や水の流れる流出も、周りが土手に囲まれておりますので、考えられません。農業用水も敷設済です。作付けは申請には明日葉としか書いてありませんでしたが、将来は自然薯とかブバルディアとか青唐辛子とか山芋ができたらやりたいということです。上の方は傾斜地でかなり大きい木に覆われているので、将来伐採して抜根した後に今の作物を植えるとのことです。新規就農研修センター卒業生の○さんは、一生懸命頑張っております。先輩の経営が順調に軌道に乗れば、後に続く後輩の手本になりますので、皆さん指導、応援をよろしくお願いします。場所は先ほど事務局の説明いたしましたとおりです。以上、補足説明を終わります。

土屋議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第3、議案第10号「農地の権利設定の許可について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(~全員 挙手~)

全員賛成ですので、議案第10号については、原案のとおり承認いたします。続きまして日程第4、「その他」について、事務局より説明をお願いします。

事務局(係長)

東京都農業会議より都への意見提出に向けた情報事項等の討議に関するお願いがきております。4月にコロナウイルスに伴う課題と都への要望を提出したところですが、4月の頃から要望等変わっているところもあると思います。今回もまた挙げて頂きたい要望等報告しますので、何かありましたら教えて頂きたいと思います。以上です。

ありがとうございました。この件につきまして何かありましたら挙手でお願いします。

土屋議長

小坂委員

休憩にしますか、それともそのまま行きますか。休憩しないで行きます。はい、4番。ガソリン自体の原油が下がっているみたいだけど、大島は一向に下がってこない、燃料費が。行政の方から個人商店みたいなもので、行政指導はできないものですか、燃料に対しては。それから運賃補助も一向に、普通は運賃も燃料の上げ下げによって変わることになっているんだけど、殆ど同じで運賃も変わっていない。都内の運賃、○の大島からの運賃。今までも安くやってくれているのかもしれないけど。

土屋議長

こういう状態だからもっと安くってことを、農業会議に申請したいってことでしょ。

小坂委員

この間、四国から注文とったんだけど、大きいのが2つで600円だったかな、家まで 運んできて。運送屋も話し方によってはできるのではないかと思うんだけど。以上です。

土屋議長

農業会議に要望です。よろしいですかこの件は。他にはありますか。はい、課長。

事務局(課長)

先ほど話題になりました運賃のことなんですけど、東京都の港湾さんで農作物とかの出荷にかかる運賃について考えてくれているみたいで、まだ詳細は発表になっていないんですけども、4月から溯りでという方向で考えて頂けるようですので、はっきり決まりましたらまた改めて説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

橋爪推進委員 休憩してもらっていいですか。

土屋議長はい。休憩といたします。

(~休憩~)

土屋議長
それでは再開いたします。

小坂委員 決定したんですか。

事務局(係長) 今課長から説明があったとおり、港湾さんに考えてもらっている制度設計がつい先日く

らいから始まって、町は町で急いで考えていたんです。港湾が考える海上部分が被って しまうようなので、今そこを調整しています。あくまで、海上は港湾さんにお願いして、 陸送の部分を町の方でみれるように設計しているところで、細かい金額は改めて、いず れ会長の方に要綱案は提出してあるんですけど、金額が変わりそうです。そこを調整中

なので、ご了承頂ければ。

土屋議長 今課長から言ったのと、橋爪さんや事務局から言われたことについては、協力でやって

いるそうですので、よろしくお願いいたします。その他で何かありますか。はい、6番。

向山委員前回山田さんから話が出た農地利用状況調査は来月からでしたよね。

事務局(係長) 山田の方で準備していますので、後日それぞれ皆さんにお届けします。今、準備してい

る真っ最中なので、すみません遅れてしまって。お届けします。

向山委員 前回と殆ど変わらないですか。

事務局(係長) 変わらないです。

土屋議長 その他、ご意見はございますか。特にないようですので、これをもちまして第3回大島

町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員